

大口町史編さん調査協力員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、『大口町史～現代史編～』（以下「町史」という。）編さん事業において、住民の持つ多様な知識及び経験を生かし、町史編さん事業における住民との協働の推進を図るため、大口町史編さん調査協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(登録対象者)

第2条 協力員に登録できる者は、大口町及び近隣市町の住民で大口町の現代史に興味があり、町史編さんに対する関心や意欲のある者とする。

(協力内容)

第3条 協力員の行う協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 資料の収集に対する協力
- (2) 資料の整理に対する協力
- (3) 体験談、思い出等の執筆並びにそれらの執筆を依頼及び仲介する協力
- (4) その他町史編さん事業推進に必要な協力

(登録)

第4条 協力員登録を希望する者は、大口町史編さん調査協力員登録申請書（様式第1）を大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項による登録書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力員として登録するものとし、当該登録された者に大口町史編さん調査協力員登録証（様式第2）を交付するものとする。

3 教育委員会は、年間を通じて登録の受付を行うものとし、その有効期間は、町史編さん事業が完了するまでとする。

(活動時間等)

第5条 協力員の活動時間及び活動日は、第3条に定める活動内容に応じ調整するものとする。

(登録の取消)

第6条 教育委員会は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の辞退を申し出た場合
- (2) 疾病等により協力員活動に支障があると認められる場合
- (3) 協力員としてふさわしくないと認められる行為があった場合
(個人情報の取扱い)

第7条 協力員は、この事業の実施に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すとともに当該事業の実施において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協力員を退いた後についても適用するものとする。

(庶務)

第8条 協力員に係る庶務は、教育委員会町史編さん室において処理する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則 (平成30年9月28日 大口町教育委員会告示第12号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町教育委員会告示第14号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町史編さん調査協力員登録申請書

	登録日	年 月 日
ふりがな		
氏名	(男・女)	
生年月日	年 月 日 (歳)	
住所	〒 —	
	電話	
	携帯	
協力可能日時	曜日	火・水・木・金・土・日・いつでもよい
	時間	午前・午後 時 ～ 時・いつでもよい
	その他	
得手なこと	写真撮影 パソコン（エクセル・ワード入力）	
	文章を書くこと 文章を読むこと	
	その他	
氏名の掲載	出来上がった町史に調査協力員として氏名を掲載することを (望みます ・ 望みません)	

※記入された個人情報は、大口町史編さん事業の活動以外の目的には一切使用いたしません。

大口町教育委員会 町史編さん室

様式第2（第4条関係）

大口町史編さん調査協力員登録証

様

あなたを大口町史編さん調査協力員として
登録しました。

登録期間

年 月 日から町史編さん業務完了日まで

登録日 年 月 日

大口町教育委員会